

# 訪問看護ステーションウェイオブライフ運営規程

## (事業の目的)

第1条 この規程は、合同会社ウェイオブライフが設置する訪問看護ステーションウェイオブライフ（以下「本事業所」という。）は重要事項を定めることにより、円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業を行うものであり、要支援状態若しくは要介護状態となった場合においても、その利用者が居宅において可能な限り有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう療養生活を支援し、利用者の心身及び生活機能の維持、回復、向上を図ることを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 本事業所は、次に掲げる基本方針に基づき事業を運営する

- 1 指定訪問看護及び指定介護予防の提供にあたっては利用者の意思及び人格を尊重し、利用者又はその家族の立場に立ったサービス提供に努める。
- 2 主治医及び利用者に関わる連携機関と密接な連携をはかり訪問看護計画に準じ適切なサービスに努める。
- 3 提供する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の質の向上を目指し看護技術の習得に励む。
- 4 正当な理由なく指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を拒まない。

## (事業の運営)

第3条 事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。訪問看護を提供するにあたっては本事業所の保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士 又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）又は看護補助者によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

## (事業の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称：訪問看護ステーションウェイオブライフ
- 2 所在地：東京都品川区北品川1-24-19 ハイツ青木 103

## (職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- 1 管理者：看護師若しくは保健師 1名  
管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、本事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- 2 看護職員：保健師、看護師又は准看護師 常勤換算2.5名以上（内、常勤1名以上）  
訪問看護計画書及び報告書を作成し（准看護師を除く）、訪問看護を担当する。

## (営業日及び営業時間等)

第6条 本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 1 営業日：月曜日から土曜日まで 但し国民の休日と12月29日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間：9時から18時までとする。

## (訪問看護の利用時間及び利用回数)

第7条 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。ただし、医療保険適用となる場合を除く。

#### (訪問看護の提供方法)

第8条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- 1 利用者が主治医に申し出て、主治医が本事業所に交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- 2 利用者に主治医がいない場合は本事業所から居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係区市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

#### (訪問看護の内容)

第9条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- 1 療養上の世話。  
清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助、食事（栄養）及び排泄等日常生活療養上の世話、ターミナルケア
- 2 診療の補助  
褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置、薬物療法継続のための服薬管理など
- 3 リハビリテーションに関すること。
- 4 家族の支援に関すること。  
家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理

#### (緊急時における対応方法)

第10条 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

#### (利用料等)

- 第11条 本事業所は、基本利用料として介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額の1割、2割又は3割を徴収するものとする。但し、支給限度額を越えた場合は、全額利用者の自己負担とする。
- 2 本事業所は、基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、別表の額の支払いを利用者から受けるものとする。
    - (1) 訪問看護と連携して行われる死後の処置 20000円
    - (2) 次条に定める通常の事業の実施地域を越えた場合の交通費はその実額を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
      - － 1キロメートル当たり 100円

第12条 (衛生管理等)

看護師等の清潔保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

#### (通常の事業の実施地域)

第13条 通常の事業の実施地域は東京都品川区、港区、目黒区、大田区とする。

但し、通常の事業実施地域以外でもサービス提供を行う場合がある

#### (相談・苦情対応)

第14条 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 本事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。
- 3 事業所は提供した指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）に関し、法第23条の規

#### (事故処理)

第15条 本事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 本事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。

- 3 本事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。本事業所の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第16条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- 2 虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 4 前三号に掲げる措置をとるための担当者を置く。

(その他運営についての留意事項)

第17条 本事業は、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。

- (1) 採用後3ヶ月以内の初任研修
- (2) 年3回の業務研修
- 2 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。
- 3 本事業所は、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から2年間保管しなければならない。(医療及び特定療養費に係る療養に関する諸記録等は3年間、診療録は5年間保管とする)

附 則 この規程は令和6年2月1日から施行する。

附 則 この規程は令和8年3月1日から施行する。

合同会社 ウェイオブライフ  
代表社員 横溝 直哉